



建設業関連情報メールマガジン
第125号
(2018年11月14日発行)

建設業関連情報メールマガジン第125号をお届けします。
このメールマガジンは、「建設業関連情報メールマガジン」の配信を申込みされた方々に配信しています。



I N D E X

- 1. 年末にかけての経営力向上計画の申請について
～申請はお早めに～



- 1. 年末にかけての経営力向上計画の申請について
～申請はお早めに～

経営力向上計画に基づく固定資産税軽減措置を利用する場合は、遅くとも固定資産税の賦課期日(1月1日)前までに経営力向上計画の認定を受ける必要があります。
12月に入ってからからの申請は、年内に認定が得られない可能性がありますので、極力早期に申請をお願いします。
なお、中小企業経営強化税制(即時償却・税額控除)の場合は、1月1日ではなく各企業の事業年度末が認定の期限となりますのでご注意ください。

◎ 詳細はこちらから↓ (中小企業庁 HP)
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/181022kyoka.htm>



(バックナンバーについて)
配信済みのメールマガジンについては、以下のURLよりご覧いただけます。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/mail/backnumber.pdf>

(配信停止の手続き)

このメールマガジンの配信停止をご希望の方は、以下のURLより「メールマガジン
配信登録・解除」にアクセスし、解除登録を行ってください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>

(配信元)

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課（建設業ライン）

※ このメールに対して直接の返信はご遠慮願います。

